

環廃対発第 091002001 号
平成 21 年 10 月 2 日

各都道府県知事・各政令市市長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長

一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進に係る通知の一部改正
について

一般廃棄物の溶融固化物の再生利用については、平成 19 年 9 月 28 日付け環廃対発第 070928001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施の促進について」（以下「指針」という。）を発出し、同通知の別添「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」に基づく適正な再生利用の実施が図られるよう、管下市町村への助言等をお願いしてきたところである。

同通知は、市町村が溶融固化した溶融固化物であって、指針中の溶融固化物に係る目標基準に適合するものにつき、市町村が自ら発注した公共建設工事において利用される場合には、当該利用は、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い、個別の用途に対する利用価値及び市町村の意思に照らし、社会通念上当該用途において一般に行われている利用であり、客観的に利用価値が認められ、なおかつ確実に当該再生利用に供されるものであることから、廃棄物の処分に該当するものではないとして差し支えないとの趣旨によるものであるが、今般、指針を下記により改正することとしたので、本件了知の上、貴管下市町村に対する通知方よろしくお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

また、平成 18 年 3 月 28 日付け環廃対発第 060328001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知「構造改革特別区域における「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用の実施」に係る用途の特例措置について」は廃止する。

記

「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」を以下のとおり改正する。

2 (3) の次に次のように加える。

(4) 地中空間の充てん材

3 (3) の次に次のように加える。

(4) 地中空間の充てん材

一般廃棄物の溶融固化物が別紙の基準に適合していること。

4の次に次のように加える。

5 地中空間の充てん材としての利用に関し、遵守すべき留意事項

- (1) 一般廃棄物の溶融固化物が常態的に地下水に浸漬するおそれがないよう、地下水位より上部に充てんすること。
- (2) 施工地からの浸出液による施工地周辺の地下水への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取された地下水の水質検査を行い、かつ、記録すること。

この水質検査は、地下水位や地下水の流向を考慮し、一般廃棄物の溶融固化物の充てん利用を行った地点の周辺で充てんの影響を受ける可能性のある個所を少なくとも1箇所選定し、比較対象となる地域の水質を比較することにより行うこと。また、頻度については一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第10号等を参考とした上で、地域の実情に応じて実施されたいこと。

- (3) 公共建設工事の実施前に、施工予定地周辺の住民を含む利害関係者に説明会等を通じて当該工事内容の周知を図ること。
- (4) 施工終了後目安として2年が経過するまでの間、工事関係書類・記録について公衆の閲覧を可能とすること。
- (5) 施工地の周辺環境に生活環境保全上の支障（例えば地下水の水質異常等が考えられる。）が生じた場合にあっては、原因究明の上、速やかに掘返しや遮断工等の必要な対応を行うようにすること。
- (6) 一般廃棄物の溶融固化物の他の用途と異なり、一般廃棄物の溶融固化物が局所に集中的に利用されることも想定されるため、埋戻材等の場合と同程度の利用量とすることで、集中的な利用による環境への影響について配慮すること。
- (7) ここに掲げる内容のほか、地域の実情に応じて必要な条件を検討し、公共建設工事を実施すること。
- (8) 地中空間への充てん利用を行う公共建設工事の施工を他人に委託する場合にあっては、施工事業者との間で役割及び責任について契約上明確化しておくこと。
- (9) 充てんする深度は、利用実績の最大深度及び掘り返しを行う場合の迅速な対応が可能な深度として、地表から5メートル以内を参考値とする。ただし、当該深度はあくまでも目安の数値であり、充てん利用に係る具体的な深度は、地域の実情等を踏まえ、各市町村において判断されたいこと。

別紙

市町村（又は施工業者）が使用する一般廃棄物溶融固化物の有害物質の溶出量は、溶融固化物単体において JISK0058-1 の 5.による試験方法(受渡当事者市町村間の協議によって、JISK0058-1 の 6.に規定する方法によっても良い。)によって溶出試験を行い、下表の溶出量基準に適合するものでなければならないこと。

また、市町村（又は施工業者）が使用する一般廃棄物溶融固化物の有害物質の含有量は、溶融固化物単体において JISK0058-2 による試験方法によって含有量試験を行い、下表の含有量基準（I）又は含有量基準（II）に適合するものでなければならないこと。

市町村（又は施工業者）が使用する一般廃棄物溶融固化物について、使用する溶融固化物を供給する溶融炉ごとにロット（性状変更や溶融炉の運転条件の変更など品質管理上無視できない変更が生じた場合には別ロットとする。）を定め、地中に充てんする前に全ロットについて、試料を採取し溶出量及び含有量の試験結果を確認すること。なお、この方法による品質管理に代えて充てん工事の現場において十分なストックヤードを確保し、施工に用いる全量を代表する試料を採取して、施工前に試験値を確認することもできること。

表 一般廃棄物溶融固化物に係る溶出量基準及び含有量基準

項目	溶出量基準	含有量基準（I）	含有量基準（II）
カドミウム	0.01mg/l 以下	150mg/kg 以下	450mg/kg 以下
鉛	0.01mg/l 以下	150mg/kg 以下	450mg/kg 以下
六価クロム	0.05mg/l 以下	250mg/kg 以下	750mg/kg 以下
ひ素	0.01mg/l 以下	150mg/kg 以下	450mg/kg 以下
総水銀	0.0005mg/l 以下	15mg/kg 以下	45mg/kg 以下
セレン	0.01mg/l 以下	150mg/kg 以下	450mg/kg 以下
ふつ素	0.8mg/l 以下	4000mg/kg 以下	12000mg/kg 以下
ほう素	1mg/l 以下	4000mg/kg 以下	12000mg/kg 以下

注:地中充てんの際の全充てん物に対する一般廃棄物溶融固化物の配合比率を 30%以下とする場合には含有量基準（II）を用い、それ以外の場合には含有量基準（I）を用いることとする。なお、含有量基準（II）を用いる場合には、定期的に配合率の検査確認を行うこととする。